地 域 再 生 計 画

- 1. 地域再生計画の名称 越谷市水辺再生計画
- 2. 地域再生計画の作成主体の名称 越谷市
- 3.地域再生計画の区域 越谷市の全域
- 4. 地域再生計画の目標

越谷市は、埼玉県の東南部、都心から25~30km圏に位置し、周囲は春日部市、さいたま市(岩槻)川口市、草加市、吉川市、松伏町の5市1町に隣接している。人口317,033人(平成17年4月1日現在)、面積60.31k㎡で、大宮台地と下総台地の間に挟まれた埼玉県東部低地帯の一角を占め、土地は丘陵がなく平坦である。東縁を古利根川に、西縁を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流している。

都心とを結ぶ東武鉄道伊勢崎線が南北に走り、この鉄道沿線を中心に市街地が形成され、その周辺は田園地帯となっており、古くから水郷越谷として親しまれてきた。

しかしながら、近年、公共用水域の水質悪化に伴い、家庭からの生活排水処理が問題となっている。本市では、市街化区域においては公共下水道で生活排水を処理しているが、市街化調整区域においては、いまだ単独処理浄化槽が全体の87%を占めており、し尿以外の生活排水が未処理のまま河川等に流入している状況である。

当市では水辺を市民の憩いの場ととらえ、整備することを目指しているが、それに資するため、市街地等人口密集地の公共下水道事業計画認可区域の整備を推進するとともに整備区域内の下水道接続率の向上を目指し、公共下水道事業認可区域外については、単独処理浄化槽設置住宅の合併処理浄化槽への転換を指導してゆくことにより、河川の水質浄化を図る。また、これに併せて市民参加の河川美化運動、水辺の里親制度を推進することにより、市民にとって憩いの場となる水辺再生を図っていく。

(目標) 汚水処理施設の整備促進

汚水処理人口普及率 82.1%を83.8%に向上

- 5.目標を達成するために行う事業
 - 5 1 全体の概要

市内河川の水質悪化を解消するため、公共下水道(事業認可区域 2,829.8ha)を整備し、それ以外の市街化調整区域においては、 浄化槽設置整備事業(個人設置型)で整備する。

- 5 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
- (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。なお、整備個所等については、別添の整備個所を示した図面による。

公共下水道 昭和48年1月に事業認可 平成17年7月に最終変更

【事業主体】

いずれも越谷市

【施設の種類】

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

- ・公共下水道 越谷市の市街化区域
- ・浄化槽(個人設置型) 越谷市の市街化調整区域

【事業期間】

- ・公共下水道 平成 18 年度~21 年度
- ·浄化槽(個人設置型)平成17年度~21年度

【整備量】

- ·公共下水道 200~300 1,260m
- ・浄化槽(個人設置型) 5人槽 450基(各年度90基)

7人槽 350基(各年度70基)

10人槽 100基(各年度20基)

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 市街化区域で 11,530人

浄 化 槽 調整区域で 5,700人

【事業費】

公共下水道 事業費 60,000千円

(うち、交付金 30,000千円)

浄化槽(個人設置型)事業費 355,050千円

(うち、交付金118,350千円)

合 計 事業費 415,050千円 (うち、交付金148,350千円)

5 3 その他の事業

河川美化運動

市と地域住民で協力し、河川敷及びその周辺の清掃活動を実施している。

水辺の里親制度

登録団体、市及び埼玉県が協力し、河川の清掃活動を実施している。

6 計画期間

平成17年度~平成21年度

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし